

[Work in Progress] 研究報告

情報機器の信頼性向上のための技術基準と 表示ルールのありかた

石島 悌^{a)}

Technical Requirement and Quality Labeling Rule to be Developed for Product Reliability of IT Equipment

われわれが利用する多くの製品には、その品質を示すマークなどが表示されている。これらの表示は、それらを製造するメーカーや業界団体の自主ルール、あるいは監督官庁が定めた法令に基づく技術基準に適合していることを示している^{*1}。これらの技術基準や品質表示は、その製品の利用者を保護したり、メーカー間の適切な競争を促すことで、よりよい製品が流通することを期待して定められているものである。

その一方で、情報機器については、その品質を示す表示や、その表示のための統一的な技術基準の整備が遅れている。この整備の遅れは、他の分野の製品との大きな違いであり、さらにカタログなどで示される仕様などについても、統一的な表記がないことがある。その要因の1つとして、情報機器は他の分野の製品に比べ、その性能などの向上が著しいことをあげることができるだろう。しかし、このことは、情報システムの調達などにおいて、調達者が仕様書を書きづらいことや、導入後のトラブルの遠因にもなっている^{*2}。

また、情報機器は一般家庭にも幅広く普及しており、システム調達といった管理者向けの環境改善だけではなく、消費者保護の視点からも、技術基準や品質表示ルールの早急な整備が必要とされている。

情報機器本体は電気で動く電気用品（電気製品）であるが、なぜか電気用品の安全基準である「電気用品安全法」の対象外となっている。わずかに、電源コード・ACアダプタ・バッテリーといった製品を構成するアクセサリ類のみ

が電気用品安全法の対象となっており、その技術基準に適合していることを示すPSE（Product Safety, Electrical appliance and materials）マークの表示が義務づけられている^{*3}。情報機器本体はPSEマークの表示が義務づけられてはいないが、他の電気用品同様に、この制度の対象とすることが望ましい。アクセサリ類はすでに対象となっているため、供給者（製造者・販売者）にとってもハードルは高くないはずである。

電気用品では、製造終了後の修理保証期間が定められているが、これはハードウェアの性能維持を目的としたものである。情報機器ではOSや内蔵ファームウェアがその性能や安全性に大きな影響を与えるため、そのアップデートの供給期間について統一的なルールを定めるべきである。

たとえば、WindowsなどのOSでは製品のライフサイクル（サポート期間）はウェブサイトなどで公開されているが^{*4}、それだけでは十分とは言えず、製品に貼布されているライセンスシールに「Windows7は2020年1月14日までご利用いただけます」といった表示が欠かせない。

情報機器は、その製品の性能を示す技術基準や表示ルールの整備が遅れていると書いたが、たとえば「IPv6 Readyロゴ^{*5}」のような仕組みはすでにある。先にあげた電気用品安全法の対象に情報機器を含めること、あるいはソフトウェアを含めた製品の信頼性を担保できる期間の表示など、取り組みやすいものからルール整備を始めることが望ましい。

これらのルールの整備により、ネットワーク運用に限らず、情報機器をとりまくすべての組織や人々に負担をかけず、信頼性を担保することが求められている。

¹ 地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所製品信頼性科
Product Reliability and Human Life Science Section,
Technology Research Institute of OSAKA Prefecture

^{a)} ishijima@tri-osaka.jp

^{*1} 石島 悌：情報処理学会研究報告，Vol. 2014-IOT-26, No. 12 (2014)，

^{*2} 山井 成良，安東 孝二，石島 悌，高橋 優亮：【パネルディスカッション】情報システムの調達とトラブル対応，情報処理学会研究報告，Vol. 2013-IOT-23, No. 11 (2013)。

^{*3} 電気用品調査委員会：電気用品の技術基準の解説，オーム社 (2014)。

^{*4} http://www.microsoft.com/ja-jp/windows/lifecycle/xp_eos/faq.aspx#support6

^{*5} <http://ipv6.jate.jp/>